

平成17年7月8日

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

「平成17年浄化槽法改正に伴う省令改正について」に対する意見

私どもは、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に携わる者の業界団体であります。

僭越ではありますが、これまで市町村とともに苦労を分かち合いながら、廃棄物の適正処理を至上の責務と認識し、社会的評価を得るような処理業の遂行に努めてきたところであります。

このたび、浄化槽の改正法が成立したことを機に、公共用海域等の水質の保全及び地域住民の日々の快適な暮らしを守る観点から、浄化槽法の改正に伴う省令事項及び浄化槽の維持管理のあり方について、現状に立脚した立場から、以下のとおり意見を申し述べる次第であります。

I 平成17年の浄化槽法改正に伴う省令事項の検討について

1. 浄化槽からの放流水質の基準について

(1) 考え方

概ね賛成です。なお、現在、国土交通大臣の認定を受けるための（財）日本建築センターの性能評価が確率論的に行われている以上、省令として水質基準についても、基準を超える事象についての考え方を整理し、明らかにする必要があります。

また遙かに公共水域の汚濁に影響を与える既設の浄化槽の水質の現状と新たに定める予定の水質基準との整合性をとる必要があります。

(2) 省令案

概ね賛成です。

1) 放流水質の技術上の基準はBOD20mg/L以下とされていますが、（財）日本建築センターの性能評価試験では、試験データの75%を満たせば合格となります。そのため、残りの「25%」の事象への対応について具体的に用意しておく必要があります。第11条検査の受検率をまず上げることが肝要であるが、その性能を満たしていない浄化槽に対しては、例えば清掃頻度の増加、確率論的に想定される使用者に対する指導などをを行うべきです。

2) 窒素・リンの扱い

窒素・リン除去型高度処理型浄化槽については、汚泥の発生量が増えるため、清掃頻度が重要になり、法定検査の確実な実施がその機能上の担保となります。また、その水質基準は、既設の単独浄化槽を廃止し合併浄化槽へ移管することを推進するために、投資コストの総額を念頭に置き、経済効率性から決定すべきであり、あまり高度に処理するための基準を設ける必要はないと考えます。

2. 第7条検査の検査時期について

(1) 考え方

製造及び管理技術の進歩により、浄化槽の機能が安定化するまでの期間が短縮されていることは事実であるが、検査時期を早めると、使用開始届けが提出されているが実際の使用が遅れた場合などに対応できなくなる。また、機能を評価する場合は汚泥の堆積状況から勘案すると従来の6～8ヶ月が最適と考えられる。しかし、浄化槽工事の欠陥を早い段階で見つけ出すことを目的とするならば、むしろ建築確認申請と完了検査を徹底すべきである。当然、実効を上げるために指定検査機関が建築指導課に協力することは自明のことである。

(2) 省令案：使用開始後3ヶ月～8ヶ月

概ね賛成です。

指定検査機関が浄化槽の完了検査の代行を行い、施工上の品質検査を行うべきである。

3. 指定検査機関から都道府県への報告に関する事項について

(1) 省令案

指定検査機関から検査報告する場合、保守点検業者、清掃業者との連携がないと、事務上、過大な負担が掛かることがある。検査報告の効率的な運用を実施するためには一元的なデータベース化が不可欠であり、行政の強力な指導がより一層求められる。

なお、都道府県による設置者に対する助言、指導状況を行政事務事項として集計し、関係機関相互のデータの共有化を図る必要があります。

4. 廃止の届出に関する事項について

(1) 省令案

賛成です。

II 浄化槽の維持管理に係る業務のあり方について